

事 務 連 絡
令和3年(2021年)6月21日

県立学校長 様

県教育委員会事務局高校教育課長
県教育委員会事務局特別支援教育課長
県教育委員会事務局保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について

本日、近隣府県を含む全国各地（沖縄県を除く）の緊急事態宣言が解除され、一部、まん延防止等重点措置に移行しました。

本県の部活動については、令和3年5月31日付け、滋教委高第620号、滋教委特支第369号、滋教委保第305号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について」により、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等について6月20日まで制限を設けたところですが、本日をもって制限を解除し、現行の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の「9.部活動について」（5月25日一部改定）を適応することとします。

つきましては、引き続き、部活動については最大限に警戒度を高め、感染リスクの低減を徹底的に図りながら活動をしていただきますようお願いいたします。

併せて、部活動への参加については、保護者の理解を得たうえで、風邪症状など体調不良時には参加を控えるなど生徒に無理をさせることがないように配慮するとともに、活動の必要性を改めて検討するなど適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により、部活動における活動内容に変更が生じる場合があることを申し添えます。

高校教育課	教育力向上係	岸村
特別支援教育課	教育指導係	嘉瀬
保健体育課	学校体育係	南・東谷